

独立監査人の監査報告書

令和6年6月4日

学校法人撫子学園

理事会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 八重樫 健太郎

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年3月18日付け岩手県告示第252号に基づき、学校法人撫子学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人撫子学園の令和6年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年3月18日付け岩手県告示第252号に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以